

消防法により、マンションなどで50人以上の人が居住している場合は、防火管理者を定め、消防計画を作成することが義務付けられています。

このたび、私小野友祐が防火管理者として、グリーンハイツ千種管理組合から選任されました。つきましては、消防計画のうち皆様に守って頂く事項を、列記しましたのでよろしくお願ひします。

☆ 居住者は、火災予防上必要な、次の事項を守ってください。

1 火災予防上守らなければならないこと。

- (1) ストーブなどの火気使用器具、アイロンなどの電気器具は、使用前後に必ず点検し、安全の確認をしてください。
- (2) 喫煙は、灰皿のある場所で行い、吸殻の後始末を確実に行ってください。
- (3) 灯油、カセットボンベなどの危険物品を使用するときは、その性状に注意して、必要量以上に保管しないでください。
- (4) 廊下、階段、バルコニーの仕切板（火災の際、隣家に避難できる）などの付近には、避難の障害となる物品や可燃物などを置かないでください。
- (5) 防火扉や消防用設備の周囲には、使用の障害となるため、物品を置かないでください。

2 地震による被害を防止するための対策

- (1) 家具や冷蔵庫などの転倒防止対策をしてください。
- (2) 石油ストーブ、石油ファンヒーターなどは、耐震自動消火装置の付いているものを、正しく取り扱ってください。
- (3) 防火ずきん、飲料水、懐中電灯、携帯ラジオなど、非常持ち出し品の準備をしてください。
- (4) 家族防災会議を開き、非常時の役割、集合場所などを徹底して下さい。

☆ 居住者は災害が発生した時は、次により行動して下さい。

1 火災時の措置

- (1) 火災を発見したものは、自身及び家族の身の安全を図り、大声や非常ベルで居住者に火災を知らせる。自分自身で何とかしようと思わず、まず、火災を知らせる。
- (2) 火災現場付近にいるものは、消火器などを活用して、初期消火に努めると共に、手分けをして安全な場所から119番通報する。
- (3) 逃げ遅れたもの、負傷者を発見したものは、大声で付近のものに協力を求めて、人命救助、救護にあたる。
- (4) 避難する場合は、財物、衣服に執着しないで、早期に安全な場所に避難する。その際、施錠はしない。(施錠すると、消防隊の活動に支障となるため)
- (5) 火災発生場所にかかわる居住者又は関係者は、消防隊への情報提供を行う。

2 地震発生時の措置

- (1) 揺れが激しい間は、テーブルの下に入るなどして、まず身の安全を図る。
- (2) 使用中の火気使用器具を停止する。
- (3) 避難口確保のため、扉の開放を行う。
- (4) 避難する時は、出火防止のため、ガスの元栓を【閉め】、電気ブレーカーを【切】にする。
- (5) 火災が発生した場合、または、負傷者が発生した場合は、居住者が協力して、上記の1火災時の措置を行う。ただし、119番通報しても、消防車、救急車が早急に、到着できない場合もある。

☆ 訓練への参加

居住者は、防火管理者が実施する消防訓練に積極的に参加する。